

後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について

公害認定患者様の診療等につきましては、日頃からご尽力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さて、令和6年10月から後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養についての運用が開始されます。本件に関して、環境省より「公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の適用を受けるものではなく、従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。」と通知がありました。そのため、令和6年10月以降も公害医療手帳をお持ちの患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択した場合でも、認定疾病に関する医療費の自己負担金は従前どおり0円となります。それに伴い、以下のとおりの加算が算定不可となる場合がありますので、ご確認をお願いいたします。

《特定薬剤管理指導加算3（ロ）について》

特定薬剤管理指導加算3（ロ）算定理由が

「後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合」

→算定不可となります。

「医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合」

→算定可能となります。

特定薬剤管理指導加算3（ロ）を算定する場合は、レセプト摘要欄に算定理由のご記載をお願いいたします。